



～県議会議員 関本まさきの県政報告～

2024年春号

発行責任者：関本真樹
大和郡山市小泉町918 粕本ビル202

携帯：080-6215-0287

E-mail：mightgain5625@yahoo.co.jp

2月定例議会報告 令和6年度当予算成立！

■ 2月議会は奈良県議会として戦後初の「再議」が行われたりと注目度の高い定例議会となりました。また、結局どうなったのかがよくわからないとの声もいただく機会が多かったので、できる限りわかりやすく説明していきたいと思えます。

令和6年度当初予算案に対して閉会日（3月25日）に自民党・無所属の会から修正案が出されました。以下、修正の概要です。

- ・ 広域受援体制検討の予算を総合防災体制基本構想策定の予算に修正
- ・ 消防学校を旧高田東高校跡地に移転するための予算を削減
- ・ 橿原公苑リニューアル整備事業費のうち基本計画策定にかかる委託料を再整備基本構想策定の委託料に修正
- ・ 橿原公苑に新設するアリーナの規模が想定より大きくなった際の適地検討の費用を予備費から捻出

予算案に対して修正案が出された場合、会議規則により修正部分が先に採決されます。

流れとしては

修正部分が可決→修正した箇所を除く原案を採決（今回の結果はこちら）

修正部分が否決→知事提出の原案（修正されていない元々のもの）を採決となります。

私たち会派：日本維新の会はあくまでも知事提出の原案を支持しており、また、他の提案を拒否することで今後の山下知事の県政運営に悪影響が出ることを避けるため修正案に関しての採決で**退席**しました。

今回は修正案が可決されましたが、**知事は再議に付さず修正案を受け入れました。**

再議とはどういったものか、もし再議にかけていたとしたらどうなっていたかを見ていきましょう。

再議とは、この議案（予算、条例など）が通ったら運営上困ると知事等の首長が判断した際に、もう一回審議し直して、と発動できる**拒否権**だと解されています。今回もし再議に付されていたら

修正案可決



再議



同じ修正案が再度上程。ただし今回のケースは再議に付されると、修正案を可決するためには過半数ではなく**議長を含めた全議員（定数43名）の3分の2（29名）の賛成**が必要となります。

今回は仮に再議にかけられても29名の賛成は難しかったと思われそうですが、否決されてもまた知事の提出した原案に戻るも可決はされず。。。という状態になると推測されます。

他の自治体の事例を見ると、再議後に原案が可決されたケースもありますが、首長と議会が妥結点を見出すための協議が長引いたり、折り合わずに修正部分以外を専決することを議会が認めたりとすんなりとはいかないケースも多く見受けられます。そうなると新年度**4月1日当初からの予算執行に支障**が出て、**県民生活に大きな影響を及ぼす懸念があるため知事は修正案を受け入れた**という状況です。

ニュースの感想やご意見、お困りごとなどなんでもお寄せください。SNSやホームページも是非ご覧ください。ポスター設置箇所のご提供やお手伝いいただける方もお気軽にご連絡ください！

